

平成19年(ワ)第1904・4279号 ボランティア基金返還等請求事件

原告 鎌田 まりみ 外34名

被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

原告準備書面(8)

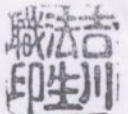
平成20年 2月 8日

大阪地方裁判所 第11民事部合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 辻 公 雄



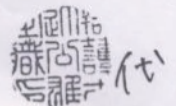
同 弁護士 吉 川 法 生



同 弁護士 大 西 克 彦



同 弁護士 阪 口 徳 雄



上記事件について、原告らは次のとおり弁論を準備する。

記

求釈明事項について、被告の第5準備書面で、その一部は応答され、また調査嘱託においても一部は応答されている。

応答されていないものや応答されている先の口座での収支表も問題になる。

原告側で調査した被告作成や嘱託文書からだけでも、被告関係の口座は16を数える。

1つの口座から他の口座へ移した件についても、振込と現金の差、使用目的による別口座への移転理由が不明である。

例えば、被告は1000万円を超えたため、3000万円を引き出したと主張するが、ばるるの被告口座の1週間の金額の推移は、別紙①のとおりであり、口座には10月13日の時点で4250万9400円があり、3000万円を引き出しても、その日に1250万6400円の残金があり、1000万円を超えたからという理由は肯定されない。

そこで、原告としては、1つずつ囑託調査で解明する時間を省くために、被告に対し、広島ドッグばーくの件に伴う寄付金を入金した口座及びそれらの出金した先の口座について、前回判明した以下の5口座を筆頭にその全部の銀行名、名義人、口座番号及び収支明細記載部分を明らかにされることを求める。

	支店	口座番号	名義人
ばるる		14190-2-90224351	林 俊彦
ジャパンネット銀行	■■■■	■■■■	■■■■
三菱東京 UFJ	■■■■ 支店	■■■■	ハヤシトシヒコ
三菱東京 UFJ	■■■■ 支店	■■■■	ハヤシ トシヒコ
三井住友銀行	■■■■ 支店	■■■■	アーク エンジェルズ

以上